

一八世紀後期～一九世紀前期 秋田藩「町触」に関する一考察

——寛政改革における藩法令の基礎的
問題を中心に——

高橋 秀夫

一 はじめに

幕政の展開、ないしは幕藩体制社会の把握のために、幕府法令が重視されねばならないのと同様に、個別藩制史の追求にあつては、幕府法との関連、対比を一方では念頭におきつつ、それぞれの藩法令の検討が必要である。

これまで戦後二十年間の近世史研究の進歩は刮目すべきものがあり、それにとまない各種多様な史料の公刊も相次ぎ、共有財産となつてきていることもよろこばしいかぎりである。

いま藩の場合をみても、藩法研究会の手による『藩法集』の刊行がなされつつあるのをはじめとして、これまで刊行された史料集も多い。しかしそれはこれまでも存在が確認された近世関係史料のなかに位置づけた場合ごくかぎられたものにならぬ。また前記藩法集といった形でまとめることができる藩の場合ほとんどなく、それが部分的にしか判明しない藩の場合には、その藩政の動向を追求する際に一層の困難に逢着する。

本稿で取上げようとする秋田藩の場合を考えた場合、戦後本格的な形で刊行された藩制関係史料は、『梅津政景日記』(大日本古記録)以外は殆んどないといつてよい。

たしかに進捗した研究の現段階の要請に答えるような史料(集)の刊行は、とくに経済的困難さからしてもなかなか簡単にはいかない点が多い。しかし反面、そうしたギャップが逆に研究の前進の一つの制約となつていふ事情も看取できない。

秋田藩政をめぐる個別研究は山口啓二氏、鎌田永吉氏の研究を中心として初期の

問題が多く解明されてきているが、それ以降の時期についてはまったくぼしい現状である。

本稿では現在まで筆者の調査をすすめてきた限りでの「町触」のうちから、まともな形で判明するものを、その冒頭である明和末から化政期をへて天保二年に至る時期に範囲を限定して、その紹介をかねつつ、その文献にそくしての基礎的考察を試みることにしたい。

この町触は明和末から明治二年に至るまで、途中若干欠けながら続くのであるが、いまここでその全部を取上げなかつたのは、紙中の関係もさることながら、第一に筆者の当面の問題関心によつて、所謂秋田藩における寛政改革の諸過程の究明の一環として、町触からみた場合いかなる問題があるのか、とくに義和の治世(天明五・七—文化一二・七在任)の寛政から文化期にかけての改革政治といわれるものを、その前後の藩政との対比に焦点をあわせて考えてみたいということ。うらをかえせば、逆に右の課題の追求にあつて、当面まとまつた形で藩政の推移を集成した基本的史料の缺如する現段階にあつて、これをどのように位置づけることができるか、その性格を確認することにある。

あわせて第二には、具体的には後にのべることにしたいが、寛政後期就中同七年の郡奉行設置以降における藩政(とくに農村支配)の対応の変化ということと、惜むらくは天保三年(一八三二)から嘉永五年(一八五二)までの分を欠くといった制約をも考慮しつつ問題を限定したためである。

註

(一) しかし佐々木潤之介氏の指摘のごとく『大日本史料』(江戸時代関係)の刊行の進行の問題(同氏『幕藩権力の基礎構造』一〇頁)や、全国的にみればまだ確固たる保存措置のなされぬまま放置されている多くの史料の保存問題や、共通の公開利用方法など多くの問題が残っていることは周知の通りである。

(二) わずかに秋田県全体を包含するものとして、多面的分野の内容のものを採録した『県史』資料編が近世関係上下二冊刊行されているが、巻数からして多くの制約がまぬがれ難い。

(三) 山口啓二「秋田藩成立期の藩財政」(『社会経済史学』二四ノ二)
鎌田永吉「村落制度と知行制度」(同前書)

二 「町触」の概要

現在判明する秋田藩の「町触控」の全貌は表一のようになる。これは秋田県立図

書館に架蔵されており、その考証は省略するがその様態からして旧藩庁よりの引継文書であることがわかる。

この表からわかるように明和と明治まで残念ながら連続せず、とくに途中天保三〜五年末までと、天保九年から嘉永四年まで欠けている。しかしこれはその前後からみて、おそらく途中で紛失したものと考えられよう。

表1 町触控 (A317/57/2)

期	年	月	冊
明和	7.2	1	1
安永	7.2	4	1
天保	5.1	7	1
天保	8.1	9	1
天明	10.1	2	1
天明	3.1	3	1
天明	4.1	4	1
天明	5.1	5	1
天明	6.2	7	1
天明	8.1	12	1
天明	2.1	3	1
天明	3.1	3	1
天明	4.1	4	1
天明	5.1	5	1
天明	6.1	7	1
天明	8.1	9	1
天明	10.2	12	1
天明	13.2	2	1
天明	3.1	3	1
天明	2.1	3	1
天明	4.1	5	1
天明	6.1	6	1
天明	7.1	10	1
天明	6.1	10	1
天明	11.1	2	1
天明	6.1	8	1
天明	5.1	12	1
天明	4.1	12	1
天明	2.1	2	1
天明	2.1	2	1
計			30

1. 期間は表紙の記載による

なおこの目録が別冊となつて表二のような形で存在し検索に便利である。これによつては天保三年以降の分がないので本文の先にあげた大きく欠けている部分が目録だけによつても残念ながら埋めることができない。

表2 町触控目録 (A317/57/1)

冊	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
天明	7.2	4.12	7.12	7.12	7.12	6.12	2.12			
天明	5.1	7.12	7.12	7.12	7.12	6.12	2.12			
天明	8.1	7.12	7.12	7.12	7.12	6.12	2.12			
天明	6.1	7.12	7.12	7.12	7.12	6.12	2.12			
天明	7.1	7.12	7.12	7.12	7.12	6.12	2.12			

本文の現存する部分についても、前後の關係から明らかに途中一部分抜けていたり、虫喰ひのため判読不能な部分も若干ある。この内容は目録から例示すれば、
 一、明和七年二月 村方取扱ノ義ニ付御代官江被仰渡候事
 一、同年 人相書被仰渡候事
 一、同年 火ノ本要心被仰渡候事
 などとなつてゐる。これの件数だけをあとの表四に示しておいた。

かかることを念頭において、つきにこの町触がこの時期の藩法令全体のなかではどのように位置づけられるかを検討していきたい。

秋田藩に集成された藩法令があつたなら非常に便利のだが、これまでのところそうしたまとまつた形のものも存しなかつたと考えられる。

わずかに、「国典類抄」後篇雜部に収録されている「於秋田被仰渡」と比較検討できる。この後篇「於秋田被仰渡」(以下仰渡と略す)は雜部四冊から八冊目までの五冊となつており、寛延二年から天明五年までの分となつてゐる。したがつてこのうちから明和七年二月以降が対比できる。

この国典類抄におさめられている「仰渡」はその数からして、また他史料とつき

あわせてみて、藩仰渡のすべてではないことがわかる。しかも国典類抄の雜部のなかにも、たとえば「儉約」の事項が、「仰渡」のすぐあとにでてくるが、そこには本来当然「仰渡」のなかに収められていてもよい筈と思われる内容のものが含まれている。また雜部以外の、吉、凶、軍、寶、嘉の各部にもそうした例が見出せる。こうしたことから考えても、この「仰渡」はあくまでも化政の時点における国典類抄編纂者の一定の判断にもとづくビッグアップ、分類によるものとみてよい。そこで両者を対比したものが次の表三である。

表3 国典類抄と町触控の比較

年代	「於秋田被仰渡」の件数	町触にあるもの
明和	7	1
安永	8	3
天明	2	10
	3	4
	4	2
	5	3
	6	4
	7	7
	8	2
	9	3
	2	2
	3	7
	3	2
	3	3
	13	3
	3	10
	4	2
	5	

これによれば、安永元年が大きな差があるが、これの主因は「仰渡」が十一月八、十二、十三、十四、十六、一二、二四、二六日、十二月六、十六、二五、二八日と集中して他領よりの悪銭流入問題が一連のものとして取上げられている

からで、同年のほかのものでも、無提灯往来禁止や、屋敷調役人廃止といったことであり、一々挙げないが、他の年の両者の不整合を検討しても町触の方に重要なもので載せられていないといったことはまずないと見てよいであろう。

以上のことから、この「町触控」は藩仰渡をほぼ網羅したものと当面措置してよいであろう。もっともこれは厳密に言えば天明五年迄の分についてだけという枠内に限られるのだが、それ以降の分は現在のところまとまつたものとして対比できる史料はなく、天明五年以降の町触控の各冊の状態からしても、一応右の延長上にあるものと設定して論をすすめたい。

つきに検討したいことは、前記のことに関連してこの町触を如何なる性格のものと考えたらよいかということである。都合のよいことに各町触の文末にはその宛所が記されている。つきに一・二例示す。

一 (前略)

右之趣町并支配有之面々は其方江も可被申渡候、已上

七月

于時明和七年寅七月六日被仰渡候

一、四拾壹通 町触但町宅医者ともに 外書通 家来触

同七年七月廿一日の場合、

「(前略)」

右被仰渡左之通

- 一、佐竹河内 同左衛門 同大和 塩谷弥太郎 向庄九郎 戸村十太夫 多賀谷長門 茂木若狭江家来触寄通

- 一、梅津小太郎 松野弥五郎 渋江内膳江寄通宛
- 一、寺社奉行江寄通宛

- 一、大山因幡江寄通 但宿繼ニ而
- 一、角館本御家中 但町送に而寄通

- 一、下仙北御代官江 式通

このように渡所が記されておるのが大半でそのケースによっては領内各地の所預宛や、代官、能代奉行、本方奉行、副役などの場合もみられ興味がある。その点からみれば単なる町触という性格のものではないとみてよい。ただ全般を通していえることは、「寄町并支配有之面々は其方江茂可被申渡」という原則が適用されているということに特色を示している。

天明六年五月二日には、

「町触を以被仰渡候儀此度、被相改、都而被仰渡候義は御会所江御張出被成、其節町々江御使番を以被相触候間、耆人宛罷出右書付写取町内并支配有之面々ハ其方江も可被申渡候

但差掛候被仰渡は町々江御触流被成候間右之趣町内并支配江も可被申渡候、若長き御触に候は、御触流之上翌三日御会所江御張出茂可被成置候間是又写取可被申渡候

一、(切支丹御調帳の事に付略引用者)

右之趣此度御吟味を以被相改候間此旨相心得耆町并支配有之面々は其方江も可被申渡候、以上

五月

(渡処略)

(傍点引用者)

と、町触を原則として会所張出とすることに改正している。そしてこれにすぐ引続く同年五月八日の文末には、「右者町々耆人宛御会所へ罷出写取候様御使番を以被仰触候」とわざわざことわって、その趣旨徹底をはかっている。

註

(一) 『秋田県史』資料編 近世下八一四〜八八七頁に一部抄録してある。また東京大学史料編纂所にこの写本五冊が架蔵されているがこのすべてではない。

「町触控」はこれまで既刊の同図書館による印刷刊行された所蔵目録中にはまだ収められていないので便宜上架蔵番号をも付しておく。なお同館の印刷刊行した目録については、日本図書館協会郷土の資料委員会編『郷土資料目録総覧』(一九六五・三、日本図書館協会発行)所収秋田県の部(一七〜八頁)参照

(二) 戦前から秋田に関する数々の業績を積上げてこられた故山崎真一郎氏にあって筆者がこの問題について教示を乞うた折、氏も関心を持って探索をおこなってきたが……とのことであった。

(三) 「国典類抄」についての詳細な目録については、秋田図書館報、別輯二号「佐竹文庫目録」式・参合併号参照。

(四) 「於秋田被仰渡」のほかに、「於江戸被仰渡」(一冊)とも対比しなければならぬのだが、この分はそこに収められている数などから明らかにごくその一部であると考えることを考慮してここでは説明をばふいた。

(五) 本来ならば国典類抄の全部(四七五冊現存)にあたってみて、町触と比較してみればよいのだろうが、前者は天明五年義和襲封以前の範囲に限られる。したがって義和以降の分との対比はできないので省略した。

(六) 厳密には、渡所と藩の職制のあり方を考慮しなければならない。

三 内容の検討

ここで明和七年以降の個々の町触の内容がどのようなものであるか、その「目録」だけでも紹介したく、不十分な形ではあるがその一覽表を作製したのであるが、掲載上の制約から割愛し、やむを得ずここでは各年各月ごとの町触件数の表示にとどめざるを得ない(表四)。

表四の件数を便宜上、義敦期(宝歴八)―明和七―天明五、義和期(天明五)―文化一二、義厚期(文化一二―天保二)〔弘化三〕にわけて検討を進めてみよう。

前述のごとく、明和七年以前がわからないのは残念だが、当初見られるかぎりにおいては、ほぼ各年二十から三十件前後までである。そうしたなかにおいて天明以前の方でとくに際立って多いのが安永元年の四八と約二倍に上っている。この年は江戸屋敷の焼失(三月)に端を発しその処置、前後策が増加の直接的原因をなしている。同様なことは安永七年の久保田城本丸焼失の際にもみられる。

これが、天明に入ると元年から五年まで連年四十件以上と異常な増加を示しているのが注目される。これは天明元年の凶作からはじまって、連年続きそのピークが三年の全国的な大凶作となっていることに基因している。件数では四年の五七が最

表4 町 触 件 数

年	月												合計	藩政の主な事項		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
明和	7	—	2	2	0	1	3	5	0	2	0	4	1	20	江戸屋敷(上・中)類焼 銅山不振 水損多し 久保田城本丸焼失	
〃	8	1	5	2	1	0	3	0	4	0	1	5	2	24		
安永	元	2	3	16	4	5	1	5	4	0	2	3	2	48		
〃	〃	2	0	0	1	1	2	1	2	7	0	3	4	27		
〃	〃	3	0	0	1	1	2	0	4	1	2	0	1	13		
〃	〃	4	4	0	1	1	2	0	1	4	1	3	4	24		
〃	〃	5	2	5	2	2	1	1	1	0	2	3	1	21		
〃	〃	6	0	3	0	1	2	2	2	6	2	1	1	21		
〃	〃	7	1	1	1	4	3	1	1	1	3	0	0	29		
〃	〃	8	2	4	4	4	2	2	1	3	0	2	2	29		
天明	元	9	1	0	1	1	5	1	0	1	1	2	1	15		城普請着工 同上完成、不作 凶作甚し、久保田、土崎大火 義敦没→義和(11才) 学館設立
〃	〃	1	3	2	3	4	6	3	0	4	3	6	4	40		
〃	〃	2	3	7	3	6	9	1	5	3	2	2	0	41		
〃	〃	3	4	9	3	4	2	2	0	1	4	6	3	43		
〃	〃	4	6	6	7	4	2	4	1	1	5	6	0	57		
〃	〃	5	4	4	3	4	0	1	9	5	3	4	3	52		
〃	〃	6	0	0	4	4	0	1	5	3	3	6	1	40		
〃	〃	7	0	2	1	6	2	0	1	3	2	5	1	29		
〃	〃	8	1	3	2	3	0	5	2	4	3	4	9	39		
寛政	元	3	3	8	4	2	2	4	0	3	3	6	7	50		
〃	〃	2	3	5	2	2	4	1	5	1	1	8	2	40	幕府援助による鉱山改革 産物方設置など 商判実施	
〃	〃	3	2	4	4	4	5	1	3	9	5	5	5	48		
〃	〃	4	3	12	6	6	5	6	6	4	5	3	8	71		
〃	〃	5	1	14	2	4	0	0	2	10	5	2	2	49		
〃	〃	6	2	8	5	8	2	4	4	7	3	1	18	7		
〃	〃	7	4	4	3	6	3	7	6	10	3	1	3	63		
〃	〃	8	10	7	7	8	7	4	5	6	1	3	7	72		
〃	〃	9	0	2	3	4	4	3	8	10	0	6	0	41		
〃	〃	10	0	0	7	3	2	4	3	5	0	4	2	36		
〃	〃	11	0	3	0	4	4	8	2	2	0	6	3	33		
〃	〃	12	7	6	1	5	0	0	2	2	0	1	4	30		
享和	元	0	2	6	5	3	1	3	0	5	1	1	2	28		江戸神田川浚 江戸屋敷類焼 木山方改革、植林保護 江戸屋敷(上、中、下)焼失 松前出兵
〃	〃	1	3	4	1	2	1	3	1	4	1	5	1	29		
〃	〃	2	5	8	0	1	3	4	4	5	6	3	2	45		
文化	元	2	2	6	4	4	8	3	2	1	4	1	3	40		
〃	〃	3	4	13	4	6	3	3	6	2	4	4	3	56		
〃	〃	4	9	4	4	0	2	1	1	3	0	7	4	54		
〃	〃	5	4	7	9	4	3	5	5	5	3	7	3	58		
〃	〃	6	2	3	2	3	5	4	1	3	1	1	4	36		
〃	〃	7	2	2	2	3	2	1	3	2	2	1	1	22		
〃	〃	8	2	1	3	0	3	0	2	2	0	1	8	30		
〃	〃	9	3	2	4	3	3	1	2	3	1	2	4	30		
〃	〃	10	5	1	3	0	1	4	1	1	1	2	2	16		
〃	〃	11	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	2	20		
〃	〃	12	1	0	0	1	3	2	0	1	3	1	1	20		
〃	〃	13	2	1	0	0	2	1	3	6	1	2	0	3	21	
〃	〃	14	2	1	0	0	2	1	7	0	0	1	3	3	21	
文政	元	2	2	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	11	能代木山方設置 開発令 六郡開発令 絹方役所設置 義和没→義厚(4才) 院内銀山藩営とする 国典類抄完成	
〃	〃	3	2	1	0	4	5	1	2	0	1	2	0	21		
〃	〃	4	0	1	1	3	0	3	1	1	2	0	0	15		
〃	〃	5	3	3	1	0	2	0	4	3	2	6	0	24		
〃	〃	6	6	3	2	0	0	2	1	0	2	2	1	19		
〃	〃	7	2	3	4	2	2	3	4	1	2	2	1	28		
〃	〃	8	3	3	3	1	3	1	0	0	4	0	1	3		20
〃	〃	9	4	5	2	0	0	0	4	2	1	1	1	0		22
〃	〃	10	5	1	1	3	1	0	0	1	0	2	2	5		21
〃	〃	11	4	0	1	0	2	6	6	1	1	2	0	0		23
〃	〃	12	2	1	2	1	0	6	0	1	1	2	0	0		12
天保	元	5	1	4	0	3	4	1	0	3	1	1	3	24		桑木取立
〃	〃	2	3	8	2	0	4	3	2	0	3	1	5	36		

備考 ① 目録と本文の若干部分の不整合、虫喰等は筆者の判断で整理した。
② 便宜上、閏月分もその月に算入してある。

高となっているが、これは三年から四年にかけてその対策に忙殺されていたことを示している。
しかしこうした件数の上での町触の活潑さは、それが藩政の強化、又は再編成を指向するといった形のものとは殆んど見られず、文字通りその対策に忙殺されているといったものであったことを見逃してはならない。そしてそうした苦境から立直るいとまもない藩政の混乱期に藩主がかわるといふ事態をむかえたのであった。その時新藩主義はまだ一才という幼少なため、叔父の左近義方が政治を当面とりお

こなうこととなった。藩主がかわった直後には先君の遺志を継承して政治刷新の方針がはっきりと打出されていった。そして天明末の八年頃から寛政二〜三年にかけて、とくに寛政元年評定奉行設置、学館設置の時期から着々とそれが実行に移されていった。寛政元年(五十件)を前後する件数はその一証である。
かくて、寛政四年以降は、義方の撰政を廃止して表面は義和の親政となっていくのであるが、この時点から藩政は所謂改革が具体的に進められていくのである。その著名なものがこれまで藩財政に大きく寄与しつつも一八世紀後半以降にあっ

ては不振を続けてきた鉾山仕法を幕府の資金援助をバックとしてしつづの改正であったし、同じ時期に本格化していった荒廃した農村復興策であり、諸産業の振興策であり、それに付随した流通統制であった。寛政四年からの件数増加はそうした反映であった。

その過程の一応の帰結が寛政七年の郡奉行設置であった。これは新たに各郡ごとに一人宛郡奉行を設置し、奉行に「一郡限り悉く任せ置く」としとした広汎な権限を与えて各地域農村の実情に即応した施策の展開を計った。無論ここで一郡限り農村問題を委任したからといって、その後藩はまったく関与しなかったのではない。文化期にみられる六郡開発令や養蚕業振興策などの重要政策は、やはり藩から打出されていく。

とはいえ、郡奉行設置にともなう諸措置が完了した翌寛政八年を境として件数は大きく減少していく。そのなかで増加する年、享和三年、文化三年のそれは江戸屋敷が焼失した時であり、文化二年は、秋田藩にあっては鉾山について重要な資源であった山村における仕法がえ―木山方改革がおこなわれたであったし、文化四年は幕命による松前出兵、またその費用捻出のため藩自らが奔走せねばならない時であった。

しかし、義和の没した文化一二年以降から文政期は藩政は特に活発な動きをみせてはいない。町触の数も、これがその時期のすべてであるとしたら、まさにそれに呼応したかの形で、初めに出てくる明和期のそれに、いやむしろそれ以下に減少していることが注目される。それならば義和の治世に入ってから、寛政改革の成果があらわれて藩財政は安定していったとくに大きな問題はなかったためであったかといえれば決してそうではなかった。

部分的にはあるがこれまでわかっている限りでも、この時期の藩財政は本質的には一向に解消されておらず、そうした意味では義和期の改革政治の効果は殆んどみられなかったといえる。

以上からあきらかなように、町触件数を通してみた限りでも、天明前半の凶作の連続した事態の折は別としても、義享（後半）、義和、義厚（前半―後半は史料的に不明だが）三代の治世を比較した時、町触件数といった表面的考察を通して、その内容とともにやはり藩政の積極的な展開を指摘することができよう。

次に町触の数に関連して、一・二の問題を指摘しておきたい。それは表からでは判明しないことであるが、触のなかに毎年ほぼ定期的にきまってきた時期に出されるものがあることである。そうしたものに、一・二月に多く出される「火之要心」、「博

奕停止」、「野火焼停止」などといったもので内容も殆んど同一のものである。

また性質はそれとは全く異質のものであるが、藩士からの借上げや財用難による儉約令といったものも連年くりかえされていった。なお「公儀被仰渡」との関連についてであるが、町触に含まれている数は非常に少ないこともあわせ指摘しておく。

註

(一) この期の藩政を通して叙述したものと、きわめて概略で不十分なものであるが、主に筆者の担当執筆した『秋田県史』近世編、上・下の該当部分参照。

(二) 天明五年から、一応義和が親政することとなったとされる寛政四年迄の政治過程は興味ある問題が存するが、別にあらためて発表したい。

(三) 『秋田県史』近世編下 三一頁以下の第三表、第十表参照。

四 むすびにかえて

以上のべてきたことから、町触の大凡の輪郭はほぼ察せられたと思うが、最後に冒頭で当面の課題として設定した問題追求のためにこれまで触れ得なかつたこととあわせて、その持つ限界点といったことを提示してむすびにかえたい。そのことは今後のこの時期の藩政史解明への共通のアプローチの課題ともなる。

その第一は、ここにせられている町触がその全部であるかどうかという点である。この文献上の吟味が、欠けている天保三―嘉永五年分の穴を埋めることと共にやはり更に厳密になされなければならないであろう。それには同時に藩の決定として表面に出てくるまでの藩庁内部の動向といったこととあわせて考えられねばならない。

第二に、本稿では藩職制の問題に言及し得なかつたが、藩の財源上重要な位置を占める鉾山、林業部門における藩政策の問題が、若干関連ある限りでは出てくるとしても、町触のなかには含まれておらない。しかもこの両者とも寛政改革のなかにあつては当然のことながら重要な役割を占めてくる。すでにこの分野については前者に佐々木潤之介氏、後者には村井英夫氏による体系的考察があるので、そうした成果を今後積極的に藩政全体のなかに位置づけしていく必要がある。

第三には、この時期の農村構造を基本的にとどのようなものか、といった問題である。このことは藩政全体の評価にも大きく関係してくる。いまのところ積極的に利用できる個別分析の事例に乏しい。それと同時に、藩の農村政策がどのようにおこなわれていったかという問題がある。それには各所預なり、代官、検地

役が実際農政面ではたした役割といったことにもつらなってくるであろうし、また郡奉行設置以降はそれぞれ郡をまかせられた各奉行の具体的な展開の検討が必要となってくる。^(二)同様のことが、寛政期産物方設置以降にくりひろげられる「殖産興業」の実体を明らかにすることなどにもつらなっていく。

たしかにこのようにまだまだ残された課題は多いのであるが、現時点においてはとくに国典類抄という大きな藩編纂物が天明五年迄の記述といったことを考慮した時、この町触の存在は、とくに寛政期藩政の解明にとつて、その前後をつなげることができることもあいまって一つの有力な手がかりたる意味を持っていると考えられるのでささやかではあるがそこから若干の問題を提起した次第である。

これは全くの蛇足になるが地方史研究の発展のための種々な条件を考えた時、山口県文書館の設置以来同館が果している役割、そしてその事業といったことを見聞する時、全国的研究体制のなかで明確に位置づけられた各地域の資料館の設置実現は近世史研究の前進を促進することにならうことを痛感する。

最後に本稿で取上げた史料の閲覧に際し、いろいろ教示いただいた秋田図書館原武男氏に厚く感謝したい。

なお本研究は昭和四十年年度科学研究費（各個研究）による研究成果の一部であることを付記する。

註

(一) 佐々木潤之介氏には、いくつかの個別研究もあるが、とりあえず『秋田県史』近世上・下巻鉱山の項参照。村井氏も同前書林業部門ないしは同氏著『秋田藩林野史研究序説』参照。

(二) これまで村方文書を通してはあるが、文化元年より嘉永五年にいたる期間の「被仰渡控」が一つまとまった形のものとして平鹿郡の場合のが知られている。その一部は『県史』資料編、下 七五三頁以下に収められている。